

第16回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月25日(火曜日)午前10時00分
(受付開始 午前9時30分)

開催場所

東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
6階 (ホール6A)
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

CONTENTS

第16回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(証券コード 6072)

2024年6月7日

株主各位

東京都新宿区新宿5丁目2番3号
地盤ネットホールディングス株式会社
代表取締役社長 新美 輝夫

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。



【当社ウェブサイト】

<https://jiban-holdings.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR・投資家情報」 「IRニュース」 「第16回定時株主総会招集ご通知」 の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、『銘柄名（会社名）』に「地盤ネットホールディングス」又は『コード』に証券コード「6072」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、あらかじめ書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月24日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日時** 2024年6月25日（火曜日）午前10時00分（受付開始午前9時30分）

2. **場所** 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6階（ホール6A）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第16期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社の定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。各議案について、議決権行使書面に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

■インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

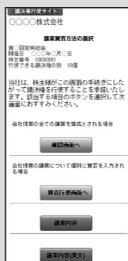
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

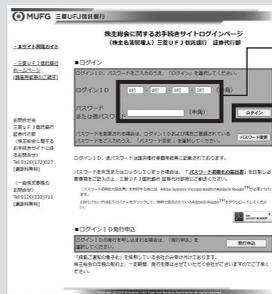
2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027 受付時間／午前9時～午後9時
通話料無料

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

① 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

② 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を指します)

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<u>2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	あらかひ たかひろ 荒川 高広 (1981年11月30日生)	2003年4月 株式会社プラスアルファ 入社 2010年7月 地盤ネット株式会社 入社 2013年7月 同社 執行役員 業務本部長 2014年11月 同社 取締役 営業統括副本部長 2017年4月 地盤ネット総合研究所株式会社 事業開発本部長兼任 2017年5月 当社 情報システム部長兼任 2017年6月 当社 取締役 2018年4月 株式会社プレイス 代表取締役 2021年4月 地盤ネット株式会社 代表取締役（現任） 2023年1月 JIBANNET ASIA CO., LTD. DIRECTOR	※1 23,271 株
【取締役候補者とした理由】 荒川高広氏は、現在、当社子会社の地盤ネット株式会社の代表取締役社長を務めております。また、地盤ネット株式会社の創業期事業に従事し、2023年には同じく当社子会社のJIBANNET ASIA社の事業担当役員を務めグループ発展に貢献する等、当社グループ事業に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。今後は当社の取締役として新たな長期ビジョン、中期経営計画の策定と実行・達成に向けて卓越したリーダーシップを発揮し、当社グループの更なる企業価値向上を實踐できるものと判断し候補者としております。			
2	たましろ ひとし 玉城 均 (1969年11月12日生)	1992年4月 東光園緑化株式会社 入社 2001年8月 テプラック株式会社 入社 2004年4月 テンプスタッフ・インテグレーション株式会社 (現パーソルビジネスエキスパート株式会社) 入社 2010年4月 同社 グループ経理マネージャー 2013年10月 同社 グループ財務部グループ連結室長 2015年10月 当社 入社 管理本部 経理財務部長 2016年9月 当社 執行役員 管理本部長 2019年6月 当社 取締役（現任） 2019年10月 JIBANNET ASIA CO., LTD. DIRECTOR 2023年1月 JIBANNET ASIA CO., LTD. 法定代表社長 (現任)	※1 47,486 株
【取締役候補者とした理由】 財務会計の責任者として豊富な経験と実績を有しており、当社グループ全体の経営基盤強化の確立と中長期的な成長及び企業価値向上を實踐できるものと判断し候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	わたなべ かなこ 渡辺 可奈子 (1970年7月17日生)	1989年4月 防衛庁(現防衛省) 入庁 2005年11月 株式会社ジャパンフットサルコート入社 人事部長 2009年6月 株式会社アキュラホーム(現株式会社AQ Group) 入社 同社 人事課長 2014年10月 当社 入社 人事総務部長 2015年7月 株式会社リペアワークス 入社 管理部長 2016年7月 株式会社バーンホールディングス (現株式会社キャンディル) 入社 2016年10月 同社 人事部長 2019年10月 同社 執行役員 人事部長 2021年9月 当社 入社 執行役員 人事総務部長 2023年1月 JIBANNET ASIA CO., LTD. DIRECTOR (人事担当)(現任) 2023年6月 当社 取締役(現任)	※1 14,316 株
【取締役候補者とした理由】 組織戦略・人事戦略の企画の責任者として豊富な経験と実績を有しており、取締役として、人的資本経営を含め、当社グループ全体の経営基盤強化の確立と中長期的な成長及び企業価値向上を實踐できるものと判断し候補者としております。			
4	すぎやま まさのり 杉山 全功 (1965年4月16日生)	2004年4月 株式会社ザッパラス 代表取締役社長 2007年7月 同社 代表取締役会長兼社長 2011年6月 株式会社enish 代表取締役社長 2014年3月 同社 取締役 2014年6月 当社 取締役(現任) 2014年10月 株式会社サミーネットワークス 取締役 2014年12月 株式会社アイレップ 社外取締役 2018年9月 株式会社自律制御システム研究所(現株式会社ACSL) 社外取締役 2020年8月 株式会社Kaizen Platform 社外取締役(現任)	※2 6,638 株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有しており、当該知見をいかして特に経営者視点から事業活動に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映いただくことを期待して候補者としております。			

- (注) 1. 荒川高広氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 杉山全功氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は杉山全功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 杉山全功氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
5. 杉山全功氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 杉山全功氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

7. 杉山全功氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。
 8. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者杉山全功氏が取締役を選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
 9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ※1 取締役候補者荒川高広氏、玉城均氏、渡辺可奈子氏の保有する当社株式は、地盤ネット役員持株会、譲渡制限付株式を通じての保有分を合算してあります。
- ※2 社外取締役候補者杉山全功氏の保有する当社株式は、地盤ネット役員持株会を通じての保有分であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役松木大輔氏及び伊藤耕一郎氏は任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	まつき だいすけ 松木 大輔 (1977年12月23日生)	2005年10月	弁護士登録（東京弁護士会所属）	※1 112,979株
		2005年10月	角家・江木法律事務所 入所	
		2011年6月	当社 監査役（現任）	
		2012年4月	松木法律事務所 開設（現任）	
		2016年6月	株式会社駅探 社外取締役	
		2017年1月	株式会社グッドコムアセット 社外取締役	
		2017年9月	株式会社エードット（現株式会社Birdman） 社外取締役（監査等委員）	
	【社外監査役候補者とした理由】 弁護士として法務に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し候補者としております。			
2	いとう こういちろう 伊藤 耕一郎 (1972年9月26日生)	1997年4月	ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社	0株
		2005年11月	税理士法人中央青山（現PwC税理士法人） 入社	
		2011年5月	伊藤国際会計税務事務所 開業（現任）	
		2012年1月	ノベル国際コンサルティング有限責任事業組合 パートナー（現任）	
		2018年6月	株式会社エス・エム・エス 社外取締役（監査等委員）	
		2020年6月	当社 監査役（現任）	
		2020年10月	モイ株式会社 監査役（現任）	
		2022年6月	株式会社いい生活 社外取締役（監査等委員）（現任）	
		2022年8月	大和証券オフィス投資法人 監督役員（現任）	
	【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し候補者としております。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松木大輔氏、伊藤耕一郎氏は社外監査役候補者であります。
なお、当社は松木大輔氏、伊藤耕一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 松木大輔氏、伊藤耕一郎氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
4. 松木大輔氏、伊藤耕一郎氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
5. 松木大輔氏、伊藤耕一郎氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

6. 松木大輔氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって13年となります。
7. 伊藤耕一郎氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
8. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者松木大輔氏、伊藤耕一郎氏が監査役に選任された場合は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に関わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、在任途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

※1 監査役候補者松木大輔氏の保有する当社株式は、地盤ネット役員持株会を通じての保有分を合算してあります。

(ご参考) スキルマトリックス

地盤ネットグループの持続可能成長と中長期的な企業価値向上のため取締役会及び監査役会が備えるべきスキルを以下の企業経営の基本スキルとし、当社が必要とする豊富な経験、高度な専門性・能力を有する取締役・監査役に相応しい人物により構成することとしております。

第2号議案及び第3号議案が原案のとおり承認可決された場合、各取締役及び監査役のスキルは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営	建築・不動産業界	グローバルビジネス	ガバナンス・リスク管理・法務	財務会計	組織人事戦略	ブランディング	サステナビリティ
荒川 高広	○	○		○				○
玉城 均	○	○	○	○	○	○		○
渡辺 可奈子		○		○		○		○
杉山 全功	○			○	○	○	○	○
小澤 宏之				○	○			
松木 大輔				○				
伊藤 耕一郎			○	○	○			

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意の上取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
樋口 俊輔 (1975年4月21生)	2001年10月	監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）入所	35,513株
	2011年6月	当社 監査役	
	2015年12月	株式会社エアークローゼット 監査役（現任）	
	2021年7月	株式会社樋口会計事務所 取締役（現任）	
【補欠社外監査役候補者とした理由】 公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し候補者としております。			

(注) 1. 補欠社外監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 樋口俊輔氏は補欠社外監査役候補者であります。

なお、樋口俊輔氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

3. 樋口俊輔氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

4. 樋口俊輔氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

5. 樋口俊輔氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

6. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、補欠社外監査役候補者樋口俊輔氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に関わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、在任途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

事業報告

〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い経済活動の正常化が進む一方で、長期化しているウクライナ情勢や中東情勢の悪化、世界的な金融引き締め等による円安や資源価格の高騰等もあり、依然として先行き不透明な状況となっております。

当社グループの主要な事業領域である国内の住宅市場においては、当連結会計年度の新設住宅着工戸数（※1）の合計は353,237戸（前年同期比10.0%減）となりました。持家の着工戸数は219,622戸（前年同期比11.5%減）、分譲住宅（一戸建て）の着工戸数は133,615戸（前年同期比7.4%減）となっております。

これらの環境において、当連結会計年度は、収益性の高い「地盤事業」「BIM Solution事業」に経営資源を投下し、「JIBANGOO事業」は建築事業の請負から設計監理や案件紹介にシフトすることで当社グループの収益構造を再構築し、収益性を向上させる方針で取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,877,353千円（前年同期比18.7%減）、営業損失は48,738千円（前年同期は営業利益108,577千円）、経常損失は58,695千円（前年同期は経常利益101,972千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は95,308千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益73,284千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

<地盤事業>

当連結会計年度の売上高は1,564,557千円（前年同期比9.6%減）、セグメント利益219,843千円（前年同期比2.7%減）となりました。

国内の住宅市場は依然として厳しい状況にあります。営業体制の強化をし、既存顧客との関係強化・新規取引先の開拓に取り組ましました。また、2023年4月に地盤改良工事業者会として『地盤工事適正化ネットワーク』を設立し、「ずさんな設計・施工」「土質に対して不適切な工法の選択」により発生していた地盤沈下事故をなくし、経営理念である「生活者の不利益解消」の実現に向けた取り組みを開始しております。同時に、当社グループの独自基準に賛同いた

いた工事業者に、解析の結果、地盤改良工事が必要と判断された案件を紹介するサービスを新たに開始しております。

<BIM Solution事業>

当連結会計年度の売上高は254,955千円（前年同期比6.2%減）、セグメント損失80,787千円（前年同期はセグメント利益68,004千円）となりました。

BIM Solution事業を当社グループの新たな柱とすべく、営業体制の強化をするとともに、BIM（※2）の生産拠点であるJIBANNET ASIA CO., LTD.において、生産性・品質管理体制の向上、技術力向上のためのオペレーターの育成と新規採用に取り組んでおりましたが、住宅市場における資材や人件費高騰の影響を受け、販促ツールとしても利用されていたパース・ウォークスルー動画の受注が想定よりも低調に推移しました。一方で、人材育成期間を加味した先行投資により固定費が増えておりました。このため、需給バランスに応じた生産体制となるように、過剰人員の整理並びに外注先を開拓・活用し、固定費率を下げよう取り組んでおります。

また、3Dスキャン撮影とBIMモデリングを活用した既存建物のデジタルツイン化技術が京都市で採用される等、新たな取り組みを開始しております。

<JIBANGO事業>

当連結会計年度の売上高は64,889千円（前年同期比80.6%減）、セグメント利益10,680千円（前年同期はセグメント損失36,762千円）となりました。

前期受注分の新築案件の引き渡しがありました。収益性を高めるため請負から設計監理や案件紹介にシフトしており、27件の実績を計上しました。前年同期比で売上高は減少しておりますが、セグメント利益を計上することができました。

- (※1) 国土交通省「建築着工統計調査報告」より、当社グループの事業領域である持家、分譲住宅（一戸建て）の戸数を合算して、新設住宅着工戸数としております。
- (※2) BIM：Building Information Modeling
コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム。

(2) 資金調達等の状況

① 資金調達

特に記載すべき重要な資金調達はありません。

② 設備投資

当連結会計年度におきましては、基幹システム改修16,567千円の投資をしております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2021年3月期)	第14期 (2022年3月期)	第15期 (2023年3月期)	第16期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	1,989,794	2,216,980	2,308,364	1,877,353
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千円)	87,888	△29,729	108,577	△48,738
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	91,684	△28,715	101,972	△58,695
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△33,943	△46,639	73,284	△95,308
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△1.49	△2.04	3.21	△4.15
純 資 産 (千円)	1,278,091	1,240,233	1,321,937	1,256,398
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	55.97	54.32	57.92	54.61
総 資 産 (千円)	1,717,289	1,760,339	1,829,639	1,600,584

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

2. 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

2008年の創業以来、「“生活者の不利益解消”という正義を貫き、安心で豊かな暮らしの創造を目指します」という経営理念の下、地盤改良工事を行わない地盤解析専門会社として、地盤セカンドオピニオン®から事業をスタートし、住宅事業者へ地盤調査・地盤解析サービスの提供を行ってまいりました。また、地盤情報を見える化した、地盤安心マップ®、地盤カルテ®の提供や新築住宅の設計施工及びリフォーム施工といった個人のお客様へのサービスも展開してまいりました。

創業から2015年頃までは、売上・利益も順調に伸びておりましたが、その後は競合他社の影響による平均販売単価の下落による売上・利益の減少で事業が低迷し、一時的な回復の兆しはありましたが、厳しい状況が継続しております。また、株価の低迷による東京証券取引所グロース市場の上場維持基準における時価総額40億円に適合しない状態となっております。

今後、国内住宅市場は、少子高齢化により緩やかに縮小していくことが予想されます。当社の継続的な事業発展のためには、高付加価値サービスの提供と新たな事業展開、これらを遂行するための組織体制強化が必要であると考え、2020年よりこれらの課題に取り組み、今後の成長のための新たな事業としてのBIMサービスの提供開始と組織体制の基礎を整えてまいりました。今後も企業価値向上のため、組織体制の更なる整備と強化、BIMサービス事業の拡大、新たな高付加価値サービス開発が課題であると認識しております。

① マーケットの拡大

BIMを活用した3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VRの提供開始により、従来の戸建住宅事業者の仕入・建築部署を窓口とした取引に加えて、新たに設計・販売部署との取引が生まれ、一社あたりの取引量が拡大しました。同時に、マンションや大型分譲地の3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VRを提供することで、不動産ディベロッパー等との取引も始まっております。また、BIMモデリングサービスを開始したことで、ゼネコン、設計事務所との取引も始まりました。

2023年11月に、3DスキャンとBIMモデリングによる、図面のない既存建築物のデジタル化の取り組みが、京都市に採用され、自治体との取引も始まっております。

今後も、戸建住宅事業者以外との取引を拡大させるために、より高い技術力を培い、その技術力を採用いただくための営業活動強化が課題と認識しております。

② BtoCビジネス

当社グループが個人のお客様向けに提供している「地盤カルテ®」「地盤安心マップ®」「デジタル耐震チェック」は、地盤の良し悪し、建物の耐震性の結果のみを提供するサービスでしたが、当社グループの経営理念に賛同するお取引先・協力会社へ個人のお客様を紹介することで、安全安心な家づくりにおいて家の完成まで関わる仕組みを構築し、お取引先・協力会社より紹介手数料をいただく紹介ビジネスを開始しております。

新築住宅建築において、地盤調査は法的に義務付けられているため、戸建住宅事業者は必要性を認識しておりますが、個人のお客様（施主様）には、地盤調査の価値や必要性をまだ十分に認識していただけているとは言えません。

ホームページ、SNS等で個人のお客様向けの情報提供を行っておりますが、地盤調査の価値や必要性をより多くの方に認識していただくための普及活動が課題であると認識し、広報部門の強化を行い、普及活動にも取り組んでまいります。

③ BIMサービスの拡大

BIMによる建築・設計業務は、設計から竣工後のファシリティマネジメントまで可能ですが、現在、当社グループが提供しているBIMサービスは、3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VRを活用したプレゼンテーションの分野が中心で設計BIM（意匠、構造、設備）と施工BIMは少数となっております。当社グループの事業拡大のためには、戸建住宅市場にとどまらず、設計BIM（意匠、構造、設備）と施工BIMといったレベルの高いBIMサービスの提供で、ビル・商業施設等の大型物件の非住宅建築の市場へ拡大、また、3DスキャンとBIMモデリングによる図面のない既存建築物のデジタル化といったBIMの新たな活用による市場開拓が必要です。

既存の技術に留まることなく、BIMに関する研究開発の継続、日本及びベトナム・ダナンBCPOセンターにおける技術力の向上のための取り組みが課題と認識しております。

④ 自然災害への対応

従来の地盤調査・解析では予見困難な自然災害が近年多発しております。

当社が開発・リリースした事業者向けの地盤安心マップ®PRO、個人のお客様向けの地盤カルテ®において、津波マップ、地滑りマップ、災害伝承碑情報マップ、令和6年能登半島地震情報の取り込みにより情報量の拡大を実施し、各種自然災害リスク対応を行いました。また、これらのリスク情報を基に解析技術のアップデートも実施してまいります。

今後も最新の情報へのアップデートを継続し、また、気象データ等の取り込みの検討も行い、多発する自然災害に対応することが課題と認識しております。

⑤ DX戦略

地盤関連業界を含む建築業界は、他の業界と比較してIT化が進んでいないのが現状ですが、当社グループは2015年に当社グループとお取引先・協力会社がWEB上で相互に利用でき、物件の工程進捗を個別に管理できるシステムを構築いたしました。このシステムは多くのお取引先・協力会社に利用いただいております。また、地盤に関する膨大なデータも蓄積されております。

今後は最新のテクノロジーによる業務効率化と収益化を目指し、建築業界における各種システムやアプリ等の外部連携、いつでも・どこでも・誰でも情報にアクセス可能な仕組みづくり、蓄積された地盤データの活用といった視点で

のシステム開発が課題と認識しております。

⑥ ガバナンス

当社グループの経営体制・組織体制の現状は、基礎を整えた状態であり、この体制を安定運用するためのガバナンス強化が必要であると認識しております。また、ガバナンス強化と同時に、従業員の能力や知識を高め人材価値を最大限に引き出すことで企業の価値向上を目指す「人的資本経営」に取り組む事も必要であると認識しております。

⑦ 上場維持

当社は、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準における時価総額40億円に適合しない状態となっております。

上場維持のためには、株価を上昇させ、持続的な事業発展と企業価値を向上させる必要があります。

上記課題に取り組み、また、中長期ビジョンの開示、IR・広報活動にも取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

① 地盤事業

i 地盤解析サービス

工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性を解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定結果を記載した地盤解析判定書並びに判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。

ii 地盤調査サービス

工務店等からの依頼に基づき、「地盤改良工事の受注を目的としない地盤調査」を信頼して任せることのできる外注先による住宅の地盤調査を行い、工務店等へ地盤調査報告書を提供しております。

iii 部分転圧工事サービス

部分転圧工事とは、局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、地盤の軟弱箇所のみを締め固める地業工事の一種であります。地盤改良工事に比べ環境にやさしく安価で実施できるため、費用負担の高い地盤改良工事を省くことができます。

② BIM Solution事業

BIMを活用したモデリング業務・3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画やVR等の各種BIMデータを作成・提供しております。

③ JIBANGOO事業

住宅の新築又は増改築の設計、施工、設計監理及び案件紹介。

(7) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所

当 社	本 社	東京都新宿区新宿5丁目2番3号 MRCビル4F
-----	-----	-------------------------

子会社	国 内	地盤ネット株式会社（本社：東京都新宿区、北海道支社、中部支社、関西支社、九州支社）
	海 外	JIBANNET ASIA CO., LTD.（ベトナム：ダナン市）

② 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
国 内	59名（5名）	3名増（－）
海 外	86名（－）	25名減（－）
合 計	145名（5名）	22名減（－）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
地 盤 ネット 株 式 会 社	308百万円	100%	地盤事業 BIM Solution事業 JIBANGOO事業
JIBANNET ASIA CO., LTD.	2,172百万ベトナムドン	100%	地盤事業 BIM Solution事業 JIBANGOO事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
地盤ネット株式会社	東京都新宿区新宿5丁目2番3号 MRCビル5F	1,140百万円	1,232百万円

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	95,834 千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 78,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,148,000株 |
| (3) 株主数 | 10,635名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
山 本 強	5,070,300株	22.04%
HOUSEEPO PTE. LTD. (山本強氏の出資会社)	4,800,000株	20.86%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	349,400株	1.52%
株式会社SBI証券	299,285株	1.30%
日本証券金融株式会社	282,000株	1.23%
GMOクリック証券株式会社	163,400株	0.71%
株式会社SBIネオトレード証券	132,900株	0.58%
佐 伯 高 史	120,400株	0.52%
小 林 一 郎	116,700株	0.51%
北 谷 美 樹	115,000株	0.50%

- (注) 1. 当社は、自己株式を141,421株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(141,421株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	90,000	3

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新 美 輝 夫	
取 締 役	玉 城 均	JIBANNET ASIA CO., LTD. 法定代表社長
取 締 役	渡 辺 可奈子	JIBANNET ASIA CO., LTD. DIRECTOR
取 締 役	杉 山 全 功	(注) 1. 株式会社Kaizen Platform 社外取締役
監 査 役	小 澤 宏 之	(注) 2. 地盤ネット株式会社 監査役
監 査 役	松 木 大 輔	(注) 2. 3. 松木法律事務所 代表
監 査 役	伊 藤 耕一郎	(注) 2. 3. モイ株式会社 監査役 株式会社いい生活 社外取締役 (監査等委員) 大和証券オフィス投資法人 監督役員 伊藤国際会計税務事務所 代表

- (注) 1. 杉山全功氏は社外取締役であります。
2. 小澤宏之氏、松木大輔氏、伊藤耕一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 松木大輔氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。又、監査役 伊藤耕一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役山本強氏は2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
5. 監査役角田正英氏は2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役及び当社グループ会社役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等について

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等は固定報酬と業績連動報酬並びに株式報酬で構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。なお、社外取締役については、その職掌範囲に鑑みて、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬等については、2021年3月10日開催の取締役会において、任意の機関として設置した役員報酬委員会で、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責、貢献度及び会社の実績等を勘案して審議し、取締役会で決定しております。役員報酬委員会は、社外取締役である杉山全功を委員長とし、代表取締役社長である新美輝夫、取締役である渡辺可奈子の3名で構成されております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2013年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2013年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

取締役の譲渡制限付株式報酬の付与のための金銭報酬債権の総額は、2023年6月23日開催の第15回定時株主総会において年間50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	66,610 (3,990)	57,250 (3,990)	— (—)	9,360 (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,450 (12,450)	12,450 (12,450)	— (—)	— (—)	4 (4)
合計	79,060 (16,440)	69,700 (16,440)	— (—)	9,360 (—)	9 (5)

(注) 非金銭報酬等として取締役に對して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 株式に関する事項」に記載のとおりでございます。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 事業年度における主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	杉山 全功	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定について適切で様々な助言を行っております。
社外監査役	小澤 宏之	社外監査役就任後開催の取締役会には、11回中11回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、社外監査役就任後開催の監査役会には、11回中11回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松木 大輔	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	伊藤 耕一郎	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 應和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 24,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の連結子会社の計算書類監査の状況

当社の連結子会社であるJIBANNET ASIA CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓発、教育活動を推進する。
- ② 「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置して監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- ③ 監査役は、公正不偏の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。

監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。

- ④ 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。

又、内部監査人は、監査の結果を代表取締役に報告する。

- ⑤ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの取締役は、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。
- ② 企業機密情報については、「文書取扱規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。又、管理本部が主幹部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として全社的な対策を検討する。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 前各号における施策は、当社グループの業務の適正と効率化を確保するため、グループ各社の全てを網羅的・総括的に捉えて構築する。
- ② 事業運営については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前協議及び報告を求める。
- ③ グループ各社は、「関係会社管理規程」に基づき、業績及び財務の状況については定期的に、その他重要な事項については都度滞滞なく報告する。
- ④ 内部監査人は、必要に応じてグループ各社を監査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役からの指示の実効性を確保する。又、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役からの独立性を確保する。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ② 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- ③ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ④ 監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査部及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施する。代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、「経理規程」を整備し財務報告において不正誤謬が発生するリスクを管理し、必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度の当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役は、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスク又は法令及び定款等への適合性を審議しております。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行、法令、定款等の遵守、その他監査役監査基準に定める事項について監査を実施しております。また、当社代表取締役との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制評価を実施しております。
- ④ 三様監査（監査役監査・会計監査人監査・内部監査）の連携を強化し、不祥事等の未然防止のための定期的な会議を開催しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,474,265	流動負債	238,344
現金及び預金	963,944	支払手形及び買掛金	57,269
売掛金	240,194	短期借入金	49,992
電子記録債権	45,795	未払金	34,274
商品	8,988	賞与引当金	34,515
仕掛品	3,334	その他	62,293
貯蔵品	422		
前払費用	68,528		
未収入金	148,144	固定負債	105,842
その他	22,877	長期借入金	45,842
貸倒引当金	△27,966	損害補償引当金	60,000
固定資産	126,319	負債合計	344,186
有形固定資産	29,411	(純資産の部)	
建物及び構築物	8,284	株主資本	1,241,093
機械装置及び運搬具	7,840	資本金	491,162
その他	67,762	資本剰余金	19,300
減価償却累計額及び減損損失累計額	△54,475	利益剰余金	758,868
無形固定資産	46,329	自己株式	△28,236
ソフトウェア	46,316		
その他	13	その他の包括利益累計額	15,304
投資その他の資産	50,577	為替換算調整勘定	15,304
出資金	1,000		
長期貸付金	7,876		
繰延税金資産	2,054		
その他	40,526		
貸倒引当金	△879		
		純資産合計	1,256,398
資産合計	1,600,584	負債・純資産合計	1,600,584

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,877,353
売上原価		1,068,134
売上総利益		809,219
販売費及び一般管理費		857,957
営業損失		48,738
営業外収益		
受取利息	130	
助成金収入	551	
受取保険金	1,300	
その他の	1,008	2,989
営業外費用		
支払利息	67	
為替差損	5,972	
訴訟関連費用	6,685	
その他の	220	12,946
経常損失		58,695
特別損失		
固定資産除却損	87	
事業構造改善費用	7,739	7,827
税金等調整前当期純損失		66,522
法人税、住民税及び事業税	5,367	
法人税等調整額	23,418	28,786
当期純損失		95,308
親会社株主に帰属する当期純損失		95,308

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	491,162	24,740	859,524	△65,622	1,309,804
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	-	-	△95,308	-	△95,308
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	△10,788	-	37,386	26,598
自己株式処分差損の振替	-	5,347	△5,347	-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△5,440	△100,656	37,385	△68,710
当連結会計年度末残高	491,162	19,300	758,868	△28,236	1,241,093

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	12,133	12,133	1,321,937
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	-	-	△95,308
自己株式の取得	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	26,598
自己株式処分差損の振替	-	-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3,171	3,171	3,171
連結会計年度中の変動額合計	3,171	3,171	△65,539
当連結会計年度末残高	15,304	15,304	1,256,398

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 地盤ネット株式会社
JIBANNET ASIA CO., LTD.

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構
(連結の範囲から除いた理由)

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社の数及び名称

持分法非適用の非連結子会社の数 1社

持分法非適用の非連結子会社の名称 一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構
(持分法を適用しない理由)

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
-----	-----

JIBANNET ASIA CO., LTD.	12月31日
-------------------------	--------

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6～15年
機械装置及び運搬具	6年

② 無形固定資産……………定額法

主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年
のれん	5～10年

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 損害補償引当金……………当連結会計年度末における地盤品質補償引受けに係る期待損失について客観的データに基づき合理的な見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① 地盤事業

i 地盤解析サービス

顧客からの依頼に基づき住宅の地盤調査データを解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定結果を記載した地盤解析判定書を提供しております。また、判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。地盤解析判定書並びに地盤品質証明書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

ii 地盤調査サービス

顧客からの依頼に基づき地盤調査を行い、顧客へ地盤調査報告書を提供しており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

iii 部分転圧工事サービス

地盤調査・解析した結果、局所的な軟弱箇所が確認された地盤については部分転圧工事を提案しており、顧客からの依頼を受け、部分転圧工事を施工し、施工後に地盤の再調査を行い、軟弱箇所の補強が確認できたものについて再調査分の地盤調査報告書の提供をしており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

② BIM Solution事業

BIMを活用したモデリング業務・3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画やVRの販売を行っており、顧客からの依頼を受け、各種BIMデータを作成・提供しております。当該データを顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

③ JIBANGOO事業

住宅の新築又は増改築の設計、施工、設計監理及び案件紹介を行っており、顧客への引渡又は顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産	在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び
または負債の本邦通貨	費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算
への換算の基準	差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

Ⅱ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,054千円

※上記は、納税主体ごとに相殺した純額です。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画の主要な仮定は、売上予測であります。売上予測は、新設住宅着工戸数やその他不動産市況、受注見込に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 損害補償引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

損害補償引当金 60,000千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、地盤解析サービスにおいて、地盤品質証明書を提供しており、地盤品質証明書を発行した住宅において、万が一、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故が発生した場合には、地盤修復工事費用及び住宅の損害等を補償します。また、当該補償に備え、保険会社と保険契約を締結しております。

損害補償引当金は、地震リスク分析に基づく期待損失や過去の実績等の客観的データ及び保険契約の内容に基づき合理的な見積額を計上しておりますが、地震リスクの変動や保険内容の見直し等により見積額が変動するため、不確実性を伴っており、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	23,148,000	—	—	23,148,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

無配のため該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、長期貸付金については、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等及び長期貸付金については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の年齢及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	10,312	10,312	—
資 産 計	10,312	10,312	—
長期借入金 (1年内返済予定含む)	95,834	95,523	△310
負 債 計	95,834	95,523	△310

※ 「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債権」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	963,944	—	—	—
売掛金	240,194	—	—	—
電子記録債権	45,795	—	—	—
未収入金	148,144	—	—	—
長期貸付金	2,436	5,635	2,241	—
合 計	1,400,516	5,635	2,241	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	49,992	45,842	—	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	－	10,312	－	10,312
資 産 計	－	10,312	－	10,312
長期借入金 (1年内返済予定含む)	－	95,523	－	95,523
負 債 計	－	95,523	－	95,523

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金（1年内回収予定含む）

長期貸付金の時価は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

V 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	地盤事業	BIM Solution 事業	JIBANGOO 事業	合計
一時点で移転される財及びサービス	1,557,508	254,955	64,889	1,877,353
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	—	—	—	—
合計	1,557,508	254,955	64,889	1,877,353

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① 地盤事業

i 地盤解析サービス

顧客からの依頼に基づき住宅の地盤調査データを解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定結果を記載した地盤解析判定書を提供しております。また、判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。地盤解析判定書並びに地盤品質証明書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

ii 地盤調査サービス

顧客からの依頼に基づき地盤調査を行い、顧客へ地盤調査報告書を提供しており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

iii 部分転圧工事サービス

地盤調査・解析した結果、局所的な軟弱箇所が確認された地盤については部分転圧工事を提案しており、顧客からの依頼を受け、部分転圧工事を施工し、施工後に地盤の再調査を行い、軟弱箇所の補強が確認できたものについて再調査分の地盤調査報告書の提供をしており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

② BIM Solution事業

BIMを活用したモデリング業務・3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画やVRの販売を行っており、顧客からの依頼を受け、各種BIMデータを作成・提供しております。当該データを顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

③ JIBANGO事業

住宅の新築又は増改築の設計、施工、設計監理及び案件紹介を行っており、顧客への引渡又は顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

なお、いずれの事業においても、売上高は顧客との契約において約束された対価から売上引等を控除した金額で測定しております。取引対価は、通常、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
前受金（期首残高）	32,471
前受金（期末残高）	15,825

契約負債は履行義務の充足前に顧客から受け取った対価であり、前受金は連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の前受金残高に含まれていたものは28,414千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

全て当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

VI	1 株当たり情報に関する注記	
	1 株当たり純資産額	54円61銭
	1 株当たり当期純損失	4円15銭
VII	重要な後発事象に関する注記	
	該当事項はありません。	

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	406,503	流動負債	81,782
現金及び預金	224,310	短期借入金	49,992
売掛金	33,314	未払金	17,948
前払費用	25,190	未払費用	4,269
立替金	5,335	預り金	1,352
短期貸付金	116,500	賞与引当金	4,620
その他	6,922	その他	3,599
貸倒引当金	△5,070		
固定資産	825,637	固定負債	45,842
有形固定資産	7,372	長期借入金	45,842
建物	4,108		
工具、器具及び備品	13,589		
減価償却累計額	△10,324	負債合計	127,624
無形固定資産	36,270	(純資産の部)	
ソフトウェア	36,257	株主資本	1,104,515
その他	13	資本金	491,162
		資本剰余金	19,300
投資その他の資産	781,993	資本準備金	19,300
関係会社株式	762,675	利益剰余金	622,290
破産更生債権等	340	利益準備金	45,523
繰延税金資産	2,054	その他利益剰余金	576,767
その他	17,263	繰越利益剰余金	576,767
貸倒引当金	△340	自己株式	△28,236
		純資産合計	1,104,515
資産合計	1,232,140	負債・純資産合計	1,232,140

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		335,744
売 上 総 利 益		335,744
販売費及び一般管理費		325,614
営 業 利 益		10,129
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,594	
そ の 他	121	1,715
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	67	67
経 常 利 益		11,777
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	87	
子 会 社 株 式 評 価 損	10,460	10,548
税 引 前 当 期 純 利 益		1,228
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,742	
法 人 税 等 調 整 額	1,475	5,217
当 期 純 損 失		3,988

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2023年4月1日から〕
〔2024年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合計	利益準備金
当 期 首 残 高	491,162	19,300	5,440	24,740	45,523
事業年度中の変動額					
当 期 純 損 失	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△10,788	△10,788	-
自己株式処分差損の振替	-	-	5,347	5,347	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△5,440	△5,440	-
当 期 末 残 高	491,162	19,300	-	19,300	45,523

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	586,103	631,626	△65,622	1,081,907	1,081,907
事業年度中の変動額					
当 期 純 損 失	△3,988	△3,988	-	△3,988	△3,988
自己株式の取得	-	-	△0	△0	△0
自己株式の処分	-	-	37,386	26,598	26,598
自己株式処分差損の振替	△5,347	△5,347	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	△9,336	△9,336	37,385	22,608	22,608
当 期 末 残 高	576,767	622,290	△28,236	1,104,515	1,104,515

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券……市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産……定額法

主な償却年数は次のとおりであります。

特許権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

のれん 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益の主な内容は、子会社に対する経営指導料及び業務受託料となります。経営指導料及び業務受託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

II 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,054千円

※繰延税金負債と相殺した結果、貸借対照表上は繰延税金資産を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画の主要な仮定は、売上予測であります。売上予測は、新設住宅着工戸数やその他不動産市況、受注見込に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	151,311千円
短期金銭債務	535千円

Ⅳ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	335,744千円
営業費用	1,920千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	1,583千円
-------	---------

Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 141,421株

Ⅵ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,657千円
賞与引当金	1,414千円
関係会社株式	10,254千円
株式報酬費用	4,877千円
その他	1,553千円

繰延税金資産小計 19,757千円

評価性引当額 △17,493千円

繰延税金資産合計 2,263千円

繰延税金負債

未収事業税 209千円

繰延税金負債合計 209千円

繰延税金資産の純額 2,054千円

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	地盤ネット(株)	所有 直接 100%	役員 の兼 任、業 務受 託、建 物・シ ステ ムの賃 貸	経営指導料 (注1)	182,200	売 掛 金	33,314
				業務受託料 (注2)	96,000		
				システ ム使 用料 (注3)	48,000		
				事務所賃貸 (注4)	9,543		
子会社	JIBANNET ASIA CO., LTD.	所有 直接 100%	役員 の兼 任、業 務、業 務委 託	資金の貸付 (注5)	190,000	短期貸付金	116,500
				資金の回収 (注5)	123,500		
				利息の受取 (注5)	1,583	流動資産 [その他]	184

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料は、売上に基づいて合理的に算出しております。
(注2) 業務受託料は、実費相当額に適正利益を加えて算出しております。
(注3) システム使用料は、実費相当額に適正利益を加えて算出しております。
(注4) 事務所賃貸は、実面積に基づいて算出しております。
(注5) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

Ⅷ 収益認識に関する注記

当社の収益の主な内容は、子会社に対する経営指導料及び業務受託料となります。経営指導料及び業務受託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

なお、通常、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

Ⅸ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	48円01銭
1株当たり当期純損失	0円17銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

地盤ネットホールディングス株式会社
取締役会 御中

應 和 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 澤 田 昌 輝
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 堀 友 善
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地盤ネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

地盤ネットホールディングス株式会社
取締役会 御中

應和監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 澤 田 昌 輝
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 堀 友 善
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

地盤ネットホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役）小澤 宏之
社外監査役 松木 大輔
社外監査役 伊藤 耕一郎

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷八幡町 8 番地

TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
6階（ホール6A）



(交通のご案内)

■「市ヶ谷駅」

徒歩 2 分 (JR総武線)

7番出口 徒歩 1分 (東京メトロ南北線／有楽町線)

4番出口 徒歩 4分 (都営新宿線)

※A4出口ではございませんのでご注意ください。

■車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際は、会場スタッフがご案内いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産
のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申
し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。